

改定前	改定後
信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I. ～II. (略) Ⅲ. 個別の問題点 【検証ポイント】 (略) ①～⑥ (略) (新設)	信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I. ～II. (略) Ⅲ. 個別の問題点 【検証ポイント】 (略) ①～⑥ (略) ⑦【株式の取得・保有に係るリスク管理】 <u>大口の株式や非上場株式を保有している場合、株式保有に係る減損リスクや処分に係る売却損リスクだけでなく、売却が困難となるリスクがあることに留意する必要があるほか、株主の立場と債権者としての立場における利益相反による弊害を防止するための態勢を整備しているか。¹⁰</u> <u>特に、平成25年の銀行法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得・保有する場合には、以下の点にも留意する必要がある。</u> <u>(i) 銀行法第16条の2第1項第12号の2又は第52条の23第1項第11号の2に規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」(いわゆる事業再生を行う会社)の株式を取得・保有する場合、事業再生計画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか。</u> <u>また、必要に応じて、対象企業の企業価値の向上に向けて、経営改善に関する支援、助言等を行う態勢を整備しているか。</u>

改定前	改定後
⑦【ABC Pプログラム等のリスク管理】 (略) ⑧【デリバティブ取引等のリスク管理】 (略) ⑨【中央清算機関との間の取引に係るリスク管理】 (略) ⑩【信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目】 (i) 信用リスク計測態勢の確立 イ. ～ロ. (略) ハ. 資本配賦運営 10を行っている場合、信用リスク計測手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計測対象外の信用リスクがある場合には、計測対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外リスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。 (ii) ～ (v) (略) (vi) 外部業者が開発した信用リスク計測モデル 11 (略) ⑪【自己資本比率規制における信用リスク管理態勢】 (略)	(ii) 投資専門子会社を活用して、以下の会社の株式を取得・保有する場合に、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。 イ. 同法第16条の2第1項第12号又は第52条の23第1項第11号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」(いわゆるベンチャービジネス会社) ロ. 同法第16条の3第8項又は第52条の24第8項に規定する「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社」(いわゆる地域経済の面的再生(再活性化)事業会社) 脚注10 市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト等も参照。 ⑧【ABC Pプログラム等のリスク管理】 (略) ⑨【デリバティブ取引等のリスク管理】 (略) ⑩【中央清算機関との間の取引に係るリスク管理】 (略) ⑪【信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目】 (i) 信用リスク計測態勢の確立 イ. ～ロ. (略) ハ. 資本配賦運営 11を行っている場合、信用リスク計測手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計測対象外の信用リスクがある場合には、計測対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外リスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。 (ii) ～ (v) (略) (vi) 外部業者が開発した信用リスク計測モデル 12 (略) ⑫【自己資本比率規制における信用リスク管理態勢】 (略)

改定前	改定後
脚注 <u>10</u> 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。 脚注 <u>11</u> 信用リスクの計測を外部委託している場合は、当該検証項目を準用して検証を行う。	脚注 <u>11</u> 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。 脚注<u>12</u> 信用リスクの計測を外部委託している場合は、当該検証項目を準用して検証を行う。